### 1. 件名

Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業/円滑なデータ流通促進のための事業環境整備に関する検討

# 2. 目的

「Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業」では、データ共有等の協調領域の最大化と、最先端の AI 技術を用いたデータ利活用の拡大により、AI・データエコシステムを創出し、Connected Industries 施策を加速させることを目的としている。

2016(平成 27)年度には、IoT 推進コンソーシアムが産学官の連携組織として立ち上がり、具体的なユースケースのデータ流通の課題を解決するためにデータ流通促進ワーキンググループが設置され、ワーキンググループの議論を基にカメラ画像利活用ガイドブック等が策定されている。また、2018(平成 29)年 5 月 30 日には、個人情報保護法が改正されるとともに、2019(平成 31)年 1 月 23 日には、日本と EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが発効されるなど、個人情報やプライバシー等に配慮した、国内外横断したデータ利活用等についての制度面の整備が進んでいる。

本事業では、以上のような背景を踏まえ、データ共有・AI システムをはじめとしたデータ活用ビジネスの拡大に向けて、 円滑なデータ活用流通促進のための事業環境整備を推進することを目的とする。

#### 3. 内容

本調査では、以下(1)~(4)に示す項目を実施する。実施に当たっては、経済産業省及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、NEDO)と密に連携し、検討内容に関係する関係各所からの意見等も踏まえ、調査の方向性について適宜確認を行うとともに、追加で実施すべき事項等が発生した場合には、協力して対処する。

## (1)データ利活用促進等に関する調査

IoT 推進コンソーシアム データ流通促進ワーキンググループ(以降、データ流通促進 WG という)等を活用し、事業者からのヒアリングやIoT推進コンソーシアム会員への公募等によってユースケースを収集し、データを保有する事業者がデータの利用を希望する事業者にデータを提供する際の課題(消費者からの同意の取得方法や提供する際のデータの加工レベル、データの権利帰属の考え方や事業者間での契約条件等)の抽出、整理および課題解決に向けた施策について議論を行い、議論の結果を報告書にまとめる。また、データ流通促進 WG では、幅広くデータ流通に関する共通課題の意見交換などを実施することとし、データ利活用を促進するべく普及啓発を行う。

#### (2)個人情報やプライバシー等保護の技術に関する調査

上記「(1)」を検討するにあたり、専門的かつ集中的に議論が必要なテーマとして、安全なデータ流通を促進することを目的とした個人情報やプライバシー等保護技術に着目した「安全なデータ流通における技術と法の研究会」を設置し、現状の課題等を抽出するとともに、我が国において、遵守すべき制度を踏まえ、個人情報やプライバシー保護等の技術を適用する際に必要となる事項、及び普及・定着させるための方法等を明らかにする。

また、認定個人情報保護団体を含む業界団体やパーソナルデータ活用事業者の取組の現状を把握するとともに、利活用に向けた支援の在り方を整理する。

#### (3)カメラ画像利活用ガイドブックの普及に関する調査

2018(平成30)年3月30日にIoT推進コンソーシアムから公表された「カメラ画像利活用ガイドブックver2.0」の普及促

進を目的とした「カメラ画像利活用普及セミナー(仮称)」を都内近郊で 1 回程度開催する。実施にあたっては、150 名程度(一般参加者含む)の規模の会場を手配するとともに、マーケティング等の目的でカメラ画像を利活用している事業者、及び、カメラ画像利活用ガイドブックの作成に携わった関係者等を招聘して、カメラ画像利活用ガイドブックに記載の内容のポイントの解説、事例等の紹介とともに、今後、産官学で検討すべき内容等を議論する。

# (4)安全なデータ流通促進における国内外動向調査

上記「(1)~(3)」を実施するにあたり、国内外の関連する事例、法制度、技術、標準化等についての動向を調査する。 調査にあたっては、Web や文献等を用いるとともに、必要に応じて現地ヒアリング等を行う。

#### ●実施にあたっての補足

上記の実施にあたっては、検討に必要な調査、検討内容のとりまとめ・普及啓発活動、資料作成・準備等の業務を実施する。WG の運営及び作業の具体的な内容は以下のとおりとする。

① 事前準備(調査および課題の収集)

WG の事前準備を以下のとおり実施するものとする。

- ▶ WG での検討事項は、経済産業省及び NEDO と協議し選定する。選定にあたっては、事業者等にヒアリングを実施 し検討事項としての適正を確認する。
- ▶ WG では各回 1~2 つ程度のユースケースを取り上げる。
- ▶ WG で議論するユースケースについては、詳細を調査し課題抽出や論点整理を行う。また、作成した資料は経済産業省及び NEDO の確認を受け、事前に有識者にも共有して質問も受け付ける。
- ➤ その他、WGの検討状況に応じ事前の調査や課題の収集・整理、事前の打ち合わせ等を行い、WGでの議論に反映させる。

#### WG の運営

WG を以下のとおり運営するものとする。

- ▶ WG は、委員との日程調整を行ったうえで、データ流通促進 WG については年 3 回程度、安全なデータ流通における技術と法の研究会については、年 8 回程度、その他必要に応じて専門的な内容を検討する作業部会を設置し、 経済産業省又は NEDO 又は委託先が用意する会議室で開催する。
- ▶ 開催に当たっては会場費、委員謝金、委員旅費等を委託費で負担する。
- ▶ WG の委員はそれぞれ、官界・学界・産業界等の代表により10~15 名程度で構成する。なお、委員の選定に当たっては経済産業省の意向を十分に反映するものとする。
- ▶ 全てのWGを事務局として円滑に進行し、座長の総括につなげる。

### ③ 検討結果の整理

全ての WG について、検討結果を整理し議事録と議事要旨を取りまとめる。取りまとめにあたっては、WG 実施の翌日までに速報版を作成して、経済産業省へ共有するとともに、WG 実施の 1 週間後までに最終案を作成して、経済産業省及び NEDO の確認を受け、出席者に共有する。また、それぞれの検討事項における課題、施策の方向性等をとりまとめるとともに、必要に応じて、ガイドラインの策定等を行うとともに、検討内容に関連する関係各所へ働きかける。

また、必要に応じて、データ流通促進 WG の上位組織であるIoT推進コンソーシアムの総会(年 1 回程度) において、活動や成果報告等を行う。

### 4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2020 年 3 月 19 日まで

# 5. 予算額

2,000万円以内

## 6. 報告書

提出期限:2020年3月19日

提出部数:電子媒体 CD-R(PDF ファイル形式) 1 枚

提出方法:「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って提出のこと。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html

## 7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

## 8. その他

翌年度も本事業と同様の事業が行われる場合、翌年度に実施する事業者に適切に引継ぎを行うこと。 実施事項の内容や進め方、及び本仕様書に定めなき事項等については、NEDOと実施事業者が協議の上で決定するものとする。

以上